

一般社団法人 宮崎青年会議所 新設規程及び規則の策定(案)承認の件

審議

- ファイル名 : 302-07-S
- 事業名 : 新設規程及び規則の策定
- 職務分掌 : 302-01 : 地域との連携による子育て関連事業の構築
- グループ名 : 革新グループ ● : 会議体・委員会・局 : 地域子育て連携委員会
- 担当副理事長・専務理事 : 浅野 龍昇 ● : 議長・委員長・局長名 : 委員長 田所 伸吾
- 担当常任理事 : 星山 剛 ● : 文書作成者役職・氏名 : 委員長 田所 伸吾
- 議案上程日 : 2023年08月31日 ● : 確認日 : 2023年08月31日

事業要項(企画)

1.目指す社会・組織の姿	育LOM5つの取り組みにおけるスマート会議を実施するための根拠となる規程及び規則を制定することで、時代に即した会議を行うことのできる組織を目指します。														
2.実施に至る背景	育LOM推進会議の答申において、スマート会議の実施のため、新規規程及び規則を制定することとなりました。「規程」は定款第15条(7)に基づき総会への発議が必要となり、「規則」は改正後定款第62条に基づき理事会での審議をもって制定することとなるため、本議案により上程することとなりました。														
3.目的	スマート会議を実施するための根拠となる規程及び規則を制定することで、誰でもどこでも参加できるWEB会議の導入等を可能とし、会議の目的を最大化することを目的とします。														
4.連携する外部/内部パートナー種別	無														
5.NEXT5	1	誰も取り残されない地域の実現													
	1-6	ニューノーマルへの適応													
	2	労働生産性を向上させる地域の実現													
	2-2	DXの推進													
	2-7	会議の効率化													
	3	持続可能で安全な地域の実現													
	3-7	防災ネットワークの強化													
6.実施日と実施前後のスケジュール	<p>■実施日 2023年 08月07日(月) 第08回理事会にて新規規程の審議承認、総会発議 08月23日(水) 臨時総会にて新規規程の決議承認 09月05日(火) 第09回理事会にて新規規則の審議承認</p> <p>■実施前後のスケジュール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>いつ</th> <th>どこで</th> <th>なにを</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2023年08月07日</td> <td>第08回理事会</td> <td>新規規程の審議承認</td> </tr> <tr> <td>2023年08月23日</td> <td>臨時総会</td> <td>新規規程の決議承認</td> </tr> <tr> <td>2023年09月05日</td> <td>第09回理事会</td> <td>新規規則の審議承認</td> </tr> </tbody> </table>			いつ	どこで	なにを	2023年08月07日	第08回理事会	新規規程の審議承認	2023年08月23日	臨時総会	新規規程の決議承認	2023年09月05日	第09回理事会	新規規則の審議承認
いつ	どこで	なにを													
2023年08月07日	第08回理事会	新規規程の審議承認													
2023年08月23日	臨時総会	新規規程の決議承認													
2023年09月05日	第09回理事会	新規規則の審議承認													
7.実施場所	無														
8.事業内容(目的達成のための手法)	<p>■ 議案概要 育LOM推進会議答申に関する件(302-01-H)に基づき、新規規程「誰もが活躍できる青年会議所活動の基準に関する規程(案)」及び新規規則「インターネット等の手段を用いた会議運営規則(案)」を制定するための議案です。</p> <p style="text-align: center;">《参考資料》 事業報告書(302-01-H)</p> <p>■ 制定事項 1) 誰もが活躍できる青年会議所活動の基準に関する規程(案)</p> <p>規程本文(重要部分の抜粋)</p> <p>(時間) 第3条 1 本会議所は、活動に参画する所属会員の属性に応じ、本規程の目的に沿うよう、その活動を実施する時間帯、日程及び活動所要時間を設定するよう努めるものとする。特に、本会議所において、団体を運営していく上でその実施が必要不可欠である各種会議については特に慎重に設定するよう努めるものとする。 2 前項の設定に際しては、開始時間及び終了時間を設定するとともに、それを遵守するよう努めるものとする。 3 本会議所は、前2項のほか、所属会員相互の各種連絡を行う場合においても、特に緊急を要する場合を除き、社会通念に照らして合理的な時間帯に行うよう努めるものとする。</p> <p>(費用) 第4条 本会議所は、その役職にかかわらず、会費その他活動に付随して負担を求められる費用について、本規程の目的に沿うよう、その必要性、妥当性及び負担割合その他について適切に設定し、費用負担が役職を担うことの阻害事情にならないよう最大限配慮するものとする。</p> <p>(会議等開催方法) 第5条</p>														

本会議所は、対面での事業及び会議等の開催に加え、その事業及び会議の目的を達成できる限りにおいて、その事業及び会議の特性、並びに構成員の所在地及び属性に照らし、WEBその他の方法により、遠隔地にいる多数の所属会員が参加可能となる方法を検討するよう努めるものとする。

(服装)
第6条

本会議所は、開催する事業及び会議の目的を達成できる限りにおいて、その参加者の属性及び社会通念に照らし、できるだけ多くの所属会員に参加の機会を確保するとの観点から、適切な服装に関する定めをその都度設定するよう努めるものとする。

(産休・育休)
第7条

本会議所は、出産予定の女性会員及び育児を行う所属会員に対し、当該所属会員の会費並びに各種事業及び会議における出席義務を減免する措置を講じるなど、当該所属会員のライフステージに合わせた活動計画を支援するものとする。

本規程は「規程」であり、新設のためには総会決議が必要となります(定款第15条(7))。理事会においては、総会への発議を決定していただきます。
(第08回理事会にて審議承認済)

《参考資料》 [誰もが活躍できる青年会議所活動の基準に関する規程\(JCI日本\)](#)
《審議対象資料》 [誰もが活躍できる青年会議所活動の基準に関する規程\(案\)](#)

2) インターネット等の手段を用いた会議運営規則(案)

規則本文(抜粋)

(定義)

第2条 本規則における諸会議とは、定款第26条に定める総会、同第36条に定める理事会及び同第45条に定める常任理事会並びに同第46条に定める例会をいう。

(開催方法)

第3条 諸会議の開催にあたっては、その諸会議の目的を達成するために、開催場所での出席に限定することなく、インターネット等の手段を用いて出席を可能とする方法を検討しなければならない。ただし、諸会議の目的により、開催場所での出席方法に限定することを妨げるものではない。

(成立要件としての出席)

第4条 インターネット等の手段を用いて諸会議を開催する場合で、諸会議成立要件としての出席と認める場合には、書面若しくは電磁的方法による決議、又は代理人による議決権行使を委任する場合を除き、開催場所とインターネット等の手段を用いた出席者の意思疎通が円滑に行われる場合でなければならない。
2 前項の場合、出席者は、諸会議の開会から閉会までの間、開催場所から出席者の参加状況が確認できる状態を保持しなければならない。ただし、議事進行上認められた休憩時間はこの限りではない。

(発言)

第5条 発言しようとする者は、挙手または挙手に代わる電磁的方法をして「議長」と呼び、議長の許可を得て、自己の氏名、その他議長から求められた事項を告げ発言しなければならない。
2 2人以上が発言を求めた時は、先挙手者を原則として、議長が指名した者から順に発言することができる。

(議決)

第6条 インターネット等の手段を用いて開催する諸会議において、その議決は口頭または挙手の方法による。ただし、出席者全員の同意を得て、これらに代わる適正な議決方法を用いることを妨げない。

本規則は「規則」であり、新設のためには理事会における承認が必要となります(改正後定款第62条)。臨時総会における定款改正後の第09回理事会において、審議上程を行います。

《参考資料》 [インターネット等の手段を用いた会議運営細則\(JCI日本\)](#)
《審議対象資料》 [インターネット等の手段を用いた会議運営規則\(案\)](#)

9.成果目標	KPI	無
10.成果目標の検証方法	無	
11.対象者及び参加員数	(対内)無	
	(対外)無	
12.広報戦略	01	無
13.事前審議書類	01	
14.ブラッシュアップ		

15.	予算総額	0円	事業計画収支予算書へ
16.	審議対象資料		17.参考資料

1)	誰もが活躍できる青年会議所活動の基準に関する規程(案)	1)	事業報告書(302-01-H)
2)	インターネット等の手段を用いた会議運営規則(案)	2)	誰もが活躍できる青年会議所活動の基準に関する規程(JCI日本)
3)		3)	インターネット等の手段を用いた会議運営細則(JCI日本)

前回までの流れ(意見と対応)

● 第07回常任理事会

● 開催日 2023年 06月 19日 (月曜日) 協議

意見1: インターネット等の手段を用いた会議運営細則(案)の第2条について、「同第34条に定める委員会」を削除してください。

対応1: 削除しました。

● 第07回財政規則審査会議

● 開催日 2023年 06月 26日 (月曜日) 審査

意見1: 「一般社団法人」と「宮崎青年会議所」の間に半角スペースを入れてください。

対応1: 「一般社団法人」と「宮崎青年会議所」の間に半角スペースを入れました。

意見2: 議案上では、英数字は半角にしてください。

対応2: 英数字を半角に修正しました。

● 第07回理事会

● 開催日 2023年 07月 04日 (火曜日) 協議

意見1: なし。

対応1: なし。

● 第08回常任理事会

● 開催日 2023年 07月 25日 (火曜日) 協議

意見1: 「インターネット等の手段を用いた会議運営細則(案)」については、「インターネット等の手段を用いた会議運営規則(案)」に名称を修正し、各条文に関しても修正後の定款の条数に合わせるようにしてください。

対応1: 指摘のとおり修正しました。

● 第08回理事会

● 開催日 2023年 08月 07日 (月曜日) 報告

意見1: なし。

対応1: なし。

● 第09回常任理事会

● 開催日 2023年 08月 22日 (火曜日) 協議

意見1: 第2条 本規則における諸会議とは、定款第26条に定める総会、同第36条に定める理事会及び同第45条に定める常任理事会並びに同第46条に定める例会をいう。とありますが臨時理事会、臨時総会、臨時常任理事会ではインターネットの使用は不可ということでしょうか？

対応1: 通常と臨時を分けて記載しておりませんので、通常でも臨時でもどちらでも使用可です。

意見2: 規程本文(重要部分の抜粋)とありますが、他部分の変更もあるということでしょうか？

対応2: 変更があるため、重要部分という意味です。

● 第09回財政規則審査会議

● 開催日 2023年 08月 28日 (月曜日) 審査

意見1: なし。

対応1: なし。

● 第06回監事会

● 開催日 2023年 08月 31日 (木曜日) 審査

意見1: アジェンダタイトルと議案タイトルを統一してください。

対応1: 統一しました。

意見2: 上程スケジュールに今回の監事会を追加してください。

対応2: 追加しました。意見と対応欄にも反映させました。

● 第09回理事会

● 開催日 2023年 09月 05日 (火曜日) 審議

意見1:

対応1:

● 議案上程スケジュール

事業計画・予算事業報告・決算

回数	諸会議名	開催日時	議事	回数	諸会議名	開催日時	議事
第07回	常任理事会	2023年06月19日	協議				
第07回	財政規則審査会議	2023年06月26日	審査				
第07回	理事会	2023年07月04日	協議				
第08回	常任理事会	2023年07月25日	協議				
第08回	理事会	2023年08月07日	報告				
第09回	常任理事会	2023年08月22日	協議				
第09回	財政規則審査会議	2023年08月28日	審査				
第06回	監事会	2023年08月31日	審査				
● 第09回	理事会	2023年09月05日	審議				